

全労連社会保障闘争本部ニュース

NO.144

全労連社会保障闘争本部発行

2021年2月18日

「いのち署名」賛同・紹介議員、

110人になりました。(衆69、参41)昨日2/17時点、参・自

民党石井浩郎さんが賛同のみです。地元での国会議員要請をさらに強めていただくようお願いします。

2021年度地方財政計画について (自治労連書記長談話)

保健師 900 人増員予算が措置されたものの、依然不十分な財政措置

1月29日、2021年度地方財政計画が閣議決定されたのを受けての自治労連石川敏明書記長談話を抜粋して紹介します。

談話では、保健所について「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を2021年度から2年間かけて900名増員(2021年度約450名増、2022年度450名増)できるよう、地方財政計画に必要な職員数とその予算を計上した。これは、自治労連が度重なる府省への要請、提言(案)発表や機会あるごとに職場の切実な声を発信し続けた成果である。現場では応急態勢を敷きつつ、年度途中での保健師の採用や、さらには時間外・休日勤務をしながら急場をしのいでいる実情をふまえ、即時の増員が待ったなしである。本来業務である母子保健や精神保健などの業務を後回しにせざるをえず、感染対策や『住民のいのちと健康』を守る保健所全体の体制拡充が喫緊の課題である。引き続き現場の声に寄り添い、体制拡充の要求を掲げるとともに、早期の実行」を求めています。

また、地方交付税については、「前年を上回ったが、地方自治体の財源を保障し、財源格差を調整する本来の役割を担うものになっていない。コロナ対応で、地方自治体の財政がひっ迫していることに対する支援も何もない。地方交付税法定率の引き上げをはじめとした抜本的な制度改正こそが求められる」として

国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようにナショナルミニマムを保障し、地方自治体の財源格差を是正して、地方財政を拡充させる」ことが求められると訴え、『住民の福祉の増進』(地方自治法)を図る役割を發揮するために、国が責任を持って地方財源を保障することを強く求めています。

医労連介護施設夜勤実態調査結果にみる介護労働者の実情

日本医労連は2月12日介護施設の夜勤実態調査結果を記者発表しました。

昨年6月に「2020年介護施設夜勤実態調査」(施設調査)を実施し、日本医労連に加盟する介護施設(特養・老健・グループホーム(GH)・小規模多機能型居宅介護施設(小多機)・看護小規模多機能型居宅介護施設(看多機)・短期入所施設・介護医療院)139施設(3,948人)の夜勤実態を集約したものです。

介護施設の夜勤は少ない職員体制で行われているため、勤務負荷が非常に高くなっています。また、夜勤日数(回数)に上限規制がないこともあり、一人あたりの月の夜勤回数が多くなっています。調査は、こうした夜勤労働の改善のために、夜勤実態を把握することを目的に毎年実施していますが、残念ながら夜勤労働の実態に改善の傾向はほとんど見られませんでした。

■16時間前後の2交替夜勤は82.0%

介護施設の夜勤形態は大きく分けて、夜間帯に勤務交替がある3交替制勤務による夜勤(以下、3交替制夜勤)と勤務交替がない2交替制勤務による夜勤(以下、2交替夜勤)があります。3交替夜勤の労働時間は8時間となっていますが、2交替夜勤は16時間前後の長時間夜勤になります。調査では、「2交替夜勤」の施設が82.0%(114施設)を占めており、そのうち83.9%(96施設の内、当直との混合2施設は抜く)、全体の67.6%が16時間以上の長時間勤務となっています。

■指針日数を超えた夜勤回数

夜勤労働は、昼夜を逆転させて働かなければならない上、日勤帯と比べ勤務にあたる職員数が少なくなるため、心身ともに非常に負担の大きい労働であり健康リスクを伴います。特に長時間夜勤では利用者の安全リスクも生じます。しかし、法的な上限規制はなく、看護師の確保・離職防止対策の指針として「月8日以内(2交替夜勤に換算すると4回)」という努力義務があるにとどまっています。この調査結果では、3交替夜勤を行っている職員の13.8%、2交替夜勤を行っている職員の38.3%が指針の日数(回数)を超えて夜勤を行っていることが明らかになっています。

■一人夜勤体制も。GHや小多機、看多機ではすべての施設で一人夜勤

介護施設の夜間の人員配置は「一人夜勤」が認められています。ワンユニットのGHや小多機、看多機ではすべての施設で一人夜勤となっています。また、2交替の夜勤で、複数の夜勤者を配置している施設でも、職場単位(ユニットなどの単位)で見ると、特養や短期入所でも4割を超える職場で一人体制となっています。老健では、2人体制職場が半数を占めており、1人体制の職場は1割程度にとどまっています。

仮眠室の有無を問う項目では、回答のあった135施設のうち34%にあたる47施設で「仮眠室が無い」と回答しており、仮眠もとれずに夜間労働を行っている実態が明らかになっています。

■GHでは夜勤に入った職員の34%を非正規職員が占める

介護施設では、利用者の生活リズムに合わせて勤務が組まれます。しかし、人員配置が十分でないため、勤務シフト(早番・日勤・遅番・夜勤など)が多様化し、かつ変則的になっています。シフト数は全体平均で5.6通りとなっています。また、介護施設は非正規職員の割合が高く、特にGHでは夜勤に入った職員の34%を非正規職員が占めています。また、非正規職員を夜勤のシフトに組み込んでいる施設は全体で5割を超えています。

長野県医労連発 14事業所（法人）へ要請行動



長野県医労連では、2月16日に県下5コースに分けて14事業所（法人）へ要請行動を行いました。今年は感染対策のため、圏域内で相互支援する形となりました。統一要請書をもとに、切実な賃金要求の他、地域医療と職員を守る財政支援を求めていく共同の取組や、民医連法人には「いのち署名」の労使共闘についても改めて提起。経営側は「さらに強化していきたい」と応じました。経営側からは職員間で分断をうむ「慰労金」ではなく財政支援強化を求めたいとの意見や赤字克服に向けた経営改善の現状が語られました。

写真は南信勤医協での経営者要請（2021/2/16）

4割弱で冬の賞与減額 ＝病院経営、再び悪化傾向＝団体調査

（時事通信 2月16日）日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会は16日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた病院経営の調査結果を公表した。冬の賞与について、全体の4割弱の病院で減額。収支は夏以降やや改善していたが、「第3波」が拡大した昨年11月以降、再び悪化傾向が強まっている。

日本病院会の相沢孝夫会長は記者会見で「（今年）1、2月はもっと悪くなるのではないかと。各医療機関がボーナスの支給を減らして対応している」と述べ、コロナの感染拡大により苦境が続いているとの認識を示した。

調査結果によると、冬の賞与を減額した病院は回答した1475病院のうち38.1%。支給なしも0.3%あった。夏のボーナスを減額や支給なしと回答したのは計28%で、団体側は「夏に比べ経営状況が厳しい」としている。

収入に対する利益の割合を示す「利益率」を10～12月で見ると、10月は前年同月比0.8ポイントの悪化にとどまっていたが、11月は下げ幅が同3.2ポイントに拡大。12月も同1.6ポイント下がった。特にコロナ対応を担っている病院で、患者急増により通常の手術を実施できなかったことなどが影響しているとみられる。

4～12月の9カ月間では、全国911病院の利益率は5.6%の赤字で、前年同期比4.6ポイント悪化。国や自治体による支援金を反映すると、下落幅は同1.1ポイントに圧縮される。

***3月4日に第1次国会提出・議員要請行動を行います。集まった署名は全労連事務局に2月中にお送りください**

3月4日の署名提出行動はZOOMで全国へ参加を呼び掛けています。